推定相続人の廃除　宅建 H12-10-2 ≪#652≫

【問】 正誤をつけよ。

被相続人A、相続人B及びC（いずれもAの子）として、Aが遺言をした。Aは、「Aの財産をすべてBに遺贈する。CはBに対して遺留分侵害額の請求をしてはならない」旨の遺言をして、CをAの相続から廃除することができる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 遺言による推定相続人の廃除 【発展】

被相続人が**遺言**で推定相続人を**廃除**する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その**推定相続人の廃除**を**家庭裁判所に請求**しなければならない。（民法 893 条前段）

≪関連≫ 推定相続人の廃除 【発展】

遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して**虐待**をし、若しくはこれに**重大な侮辱**を加えたとき、又は推定相続人に**その他の著しい非行**があったときは、被相続人は、その**推定相続人の廃除**を**家庭裁判所に請求**することができる。（民法 892 条）

⇒ **廃除の審判**又は**調停**